

3 身体障害者授産施設支援（入所）

身体障害者授産施設支援（入所）に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

ア. 起床の働きかけ、朝の身支度等に関する支援

起床・就寝時における働きかけや朝の身支度（洗面や歯磨き等の整容に関する行為、衣服の着脱等）について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 常時服用している薬の影響等により、起床や就寝に支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、起床時・就寝時の身支度について介助を必要とする。
- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、起床・就寝時における働きかけや、身支度について支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 毎日支援が必要：上記の対象例のような状態であり、週のうち半分以上の日数について支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、週1日以上支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

イ. 屋内での移動の介助

[→身障更生イ、身障通所授産アに同じ。]

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ等により、ベッドから車いす等、車いす等からベッドへの移乗に支援を必要とする。
- ③ 視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や常に見守りを必要とする。（①立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険がある、②電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。）
- (イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ウ. 屋外での移動の介助

〔→身障更生ウ、身障療護カ、身障通所授産イに同じ。〕

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動・手動を問わない。）等を利用しているため、あるいは視覚障害等により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。
- ② 長期（おおむね5年以上）の人工透析、呼吸器や心臓機能の障害等による体力の低下や息切れ等により階段・スロープ等の移動が困難であり支援を必要とする。
- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

エ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援

〔→身障通所授産ウに同じ。〕

摂食行為を含め、食事の準備から後片付けまでの何らかの行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、何らかの行為について支援を必要とする。
- ② 知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、何らかの行為に関する適切な習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。
- ③ 嚥下障害等により食物をのどに詰まらせる恐れがあり、支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な支援や介助を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。あるいは、嚥下障害等により、きざみ食やミキサー食等の用意、またはカロリー制限や食物制限により特別食の用意を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

オ. 排せつ行為に関する支援

〔→身障療護コに同じ。〕

排せつ行為について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、排せつ場所までの移動を含め、排せつ行為について支援を必要とする。
- ② 膀胱直腸障害等により尿意・便意等がないため、失禁をすることがあり、支援を必要とする。
- ③ 知的障害や、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、適切な排せつ習慣が習得されていない等のため、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。（ここでいうほぼ全面的な介助や支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具（収尿器、膀胱・直腸ろう、オストミー等）の利用者でほぼ全面的な介助や支援を必要とする者を含む。）

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守り等の支援を必要とする。（ここでいう一部介助や見守り等支援を必要とする行為の中には、おむつや特殊な排せつ器具の利用者で一部介助や見守り等の支援を必要とする者を含む。）あるいは、夜間の就寝時に定期的にトイレ誘導を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

カ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援

[→身障療護サに同じ。]

入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。
- ② 入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む）を用意することに支援を必要とする。
- ③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

キ. 入浴の介助又は入浴中の見守り

[→身障更生エ、身障療護シに同じ。]

入浴の介助または入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴

3 身体障害者授産施設支援（入所）

槽への出入り等入浴行為に介助等の支援を必要とする。

② 内部障害により入浴中の酸素吸入等を管理する等の支援を必要とする。

③ てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。

④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ全面的に介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助または見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ク. 医療処置、受診等に関する援助

[→身障療護スに同じ。]

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。（他の内部障害があり、日常的な医療処置を必要とする者を含む。）

② 視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害等を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。

③ 知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。

④ てんかん等の発作を起こす危険があり、通院の際に同行が必要である。

[各選択肢の基準]

(ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。

(イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ケ. 医師等による診断結果等の説明に関する支援

[→身障更生キ、身障療護セ、身障通所授産カに同じ。]

医師等からの診断結果等についての説明の理解に支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

① 全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。

② 手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。

- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、生活支援員等が上記対象例の①、②または③の支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

コ. 健康管理に関する支援

[→身障更生ク、身障療護ソ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。]

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、または慢性疾患がある等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。
- ② 糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

[各選択肢の基準]

- (ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上の日数について必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

サ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

[→身障更生ケに同じ。]

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。
- ③ 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害、内部障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されていない等のため、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

3 身体障害者授産施設支援（入所）

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為にほぼ全面的な支援を必要とする。あるいは、上記③または④の対象例のような状態であり、日常的に支援を必要とする。
- (イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または上記②の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記③または④の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

シ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応

〔→身障療護テ、身障通所授産ケに同じ。〕

知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つために、

- ① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
 - ② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、
 - ③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、
- といった不安定な行動への対応が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ス. 集団生活等における不適応行動に関する支援

〔→身障療護トに同じ。〕

知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、集団生活等における不適応行動について支援を必要とするかどうか判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 就寝がなかなかできず、添い寝等の支援を必要とする。
- ② 昼夜の逆転等により、日中活動において居眠りを頻繁に繰り返すため支援を必要とする。
- ③ 偏食、過食、異食、過飲、反芻（一度食べた食物をもどす）等の行為がある。
- ④ 便を手で弄ぶ、便を壁や床になすりつける等、排せつに関する問題行動が見られる。
- ⑤ 興奮すると、物を壊したり、自分や他人を傷つけてしまう。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 毎日支援が必要：上記のような行動への対応が週のうち半分以上の日数について必要である。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のような行動への対応が週1日以上必要である。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

セ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

〔→身障更生サ、身障療護ナ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。〕

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。

（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

(イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談を必要とする。

（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ソ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

〔→身障更生シ、身障通所授産シに同じ。〕

外出や余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

- ① 公共交通機関や商店等の利用方法を理解していないために付き添い等の支援を必要とする。
- ② 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。
- ③ 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、ほぼ毎回支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在外出や何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときにほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているがほぼ毎回付き添ってもらえる等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、支援を必要とする。（聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について、支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

タ. 作業のための動機付けに関する支援

〔→身障通所授産スに同じ。〕

3 身体障害者授産施設支援（入所）

作業のための動機付けに関して支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① どのように自立を果たすのかといったことに自分なりの考えをもっていない。
- ② 作業の動機付けや実施する作業の意義・目的について、自分なりの意見や考え方を持っていない。

（聴き取りの際には、「授産施設に入りたい」あるいは「授産施設で訓練を続けたい」という程度の漠然とした入所理由しか持っていないといった状況にあるかどうかで判断する。）

[各選択肢の基準]

（ア）全面的な支援が必要：知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、上記対象例で示すような状態である。

（イ）部分的な支援が必要：（ア）で挙げた障害を併せ持っていないが、上記対象例で示すような状態である。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

チ. 作業内容の理解に関する支援

[→身障通所授産セに同じ。]

作業内容を理解することに支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 作業内容や手順を自分なりの表現で説明できない。
- ② 作業内容を数回聞いた程度では、同じ作業をする他の者と同様に作業をすることができないといった状態である。

（聴き取りの際には、作業を自分なりの表現で説明できるかどうかで判断する。ただし、新規申請者については、「作業」を、本人が普段している掃除や洗濯等の日常生活関連行為に置き換える。）

[各選択肢の基準]

（ア）全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に、何度も作業内容を説明することを必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業の度毎に2～3回は、作業内容を説明することを必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ツ. 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援

[→身障更生セ、身障療護ヌ、身障通所授産ソ、知障入所更生ニ、知障通所更生ソ、知障入所授産ツ、知障通所授産ソ、知障通勤寮サに同じ。]

地域での在宅生活を想定した場合、在宅生活に必要な生活関連行為（例：清掃、洗濯、調理、献立を作ること、家計簿をつけること等）を習得するための支援が必要であるかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

（ア）全面的な支援が必要：上記のような生活関連行為のほとんどの習得について、支援

を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記のような生活関連行為のうちの一部の習得について、支援を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

テ. 作業のための送迎及び移動に関する支援

〔→身障通所授産タに同じ。〕

作業のための送迎や移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 車いす（電動を含む。）、杖等による移動を行っている。
- ② 視覚障害のため安全に歩行をすることが困難である。
- ③ 認知・記憶・注意等の障害や知的障害等を併せ持つため、作業のために使う場所への道順を覚えられない。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、マンツーマンの介助を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であって、移動にあたっては、一部介助を必要とする、あるいは、道を間違えたり、転倒の危険がある等のため見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

ト. 作業中の安全への配慮

〔→身障通所授産チに同じ。〕

作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 視覚障害のため、手元の状況を視覚的に確認することができない。
- ② 聴覚障害のために、指示や声かけ、危険を知らせる音等のサインを確認することに制限がある。
- ③ 上肢や手指にまひや震せん等があり、巧緻性にかける。
- ④ 下肢・体幹に制限があり、立位や座位のバランスが不安定であるか、または長時間の立位の維持が困難である（ただし、上肢や体幹に制限がなく、座位バランスに支障のない車いす利用者は除外。）。
- ⑤ 脳性まひ等により危険なことに対して咄嗟に危険回避ができない。
- ⑥ 知的障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

(ア) 常に支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中はほぼ毎回見守りや適宜の支援を必要とする。

(イ) ときどき支援が必要：上記の対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。